

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2 年 1 月 22 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 中澤 幸太郎

## 1 調達概要

- (1) 業 務 名 浜通り南部地域輸送工事監督支援補助業務（令和 2 年度）
- (2) 業務内容 令和 2 年度に施工する環境省福島地方環境事務所発注の中間貯蔵事業に係る除去土壌等の輸送関係工事のうち、福島県内の積込場における積込工事の工事監督支援補助業務
- (3) 業務期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
- (4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) その他 本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

## 2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和 2 年 2 月 5 日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、入札を辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札（見積）者に対する指示書第 2 第 1 項の定め抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 環境省の令和元・2（平成 31・32）年度業種区分「測量・建設コンサルタント等」における「土木関係建設コンサルタント業務」の競争契約の入札参加資格を有する者であること。（当該参加資格について申請済みであり、入札日までに競争参加資格を取得する場合も可とする。）
- (10) 中立公平性に関する要件として、本業務の対象工事で、本業務の履行期間

中に工期がある環境省福島地方環境事務所発注の次の①から⑪の工事（以下「当該工事」という。）のいずれか又は全てに参加している者（※）又は当該工事に参加している者（※）と資本面・人事面で関係がある者（※※）は、本入札に参加できない。

※当該工事に参加している者とは、当該工事に元請として参加している者、又は当

該工事に元請として参加する者をいう。

※※資本面・人事面で関係があるとは、次の（ア）又は（イ）に該当するものをいう。

（ア）一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

（イ）一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合

①平成29年度中間貯蔵（大熊1工区）土壌貯蔵施設等工事

②平成29年度中間貯蔵（大熊2工区）土壌貯蔵施設等工事

③平成29年度中間貯蔵（大熊3工区）土壌貯蔵施設等工事

④平成29年度中間貯蔵（双葉1工区）土壌貯蔵施設等工事

⑤平成29年度中間貯蔵（双葉2工区）土壌貯蔵施設等工事

⑥平成30年度中間貯蔵（大熊4工区）土壌貯蔵施設等工事

⑦平成30年度中間貯蔵（大熊5工区）土壌貯蔵施設等工事

⑧平成30年度中間貯蔵（双葉3工区）土壌貯蔵施設工事

⑨平成30年度中間貯蔵施設に係る除去土壌等輸送工事（大熊町）

⑩平成30年度中間貯蔵施設に係る除去土壌等輸送工事（双葉町）

⑪令和元年度焼却灰輸送等工事（大熊町・双葉町）

#### (11) 業務実績及び体制に関する要件

次の条件を全て満たしている者であること。

ア. 公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条（以下同じ））の施工監理業務における平成22年度以降の1件以上の実績を有する者であること。

イ. 業務の主たる部分を再委託する者でないこと。

ウ. (12)の技術者を配置できること。

#### (12) 配置予定管理技術者の要件

次の条件を全て満たしている者であること。

ア. 配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。

（ア）技術士（総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とする者に限る。）建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者に限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とする者に限る。）、衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理計画」、「廃棄物管理」又は「廃棄物処理」とする者に限る。））

（イ）1級土木施工管理技士

（ウ）RCCM（技術士と同様の部門に限る。）

イ. 配置予定管理技術者は、公共工事の施工監理業務における管理技術者としての平成22年度以降の1件以上の実績を有する者であること。

ウ. 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）

に、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

### 3 発注手続等

#### (1) 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3号館 4階  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部契約・購買課 TEL 03-5765-1916  
FAX 03-5765-1939

#### (2) 発注説明書の入手方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 ホームページよりダウンロード

[https://www.jesconet.co.jp/bid\\_contract/bid/index.html](https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index.html)

※当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。

ダウンロード期間 令和2年1月22日(水)～令和2年2月5日(水)

#### (3) 本業務においては、入札説明会を開催しない。

#### (4) 競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和2年1月22日(水)から令和2年2月5日(水)まで。

上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、10時から12時及び  
13時から16時まで。

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。

#### (5) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和2年2月12日(水)

通知方法 通知書をFAX又は電子メール及び郵送する。

#### (6) 入札の日時、場所及び提出方法

日 時 令和2年3月3日(火) 15時15分

場 所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参すること。

### 4 その他

#### (1) 入札保証金 免除

#### (2) 契約保証金 免除

#### (3) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。

#### (4) 契約者の決定方法

①中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

②「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約(物品の売買、賃貸等の契約を除く)において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札

価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

- (5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は発注説明書による。